

第4章 計画の推進

第4章 計画の推進

計画の実効性を高めるためには、職員一人ひとりの男女共同参画意識のさらなる醸成を図るとともに、全庁的に男女共同参画推進体制を強化していく必要があります。さらに、町全体で計画を推進していくためには、計画の進捗状況を把握し、町職員だけではなく、当町に関わるすべての人に周知していくことが重要であるとともに、町民一人ひとりが、男女共同参画社会の実現に向けて努力する必要があります。

また、男女共同参画の問題は広い範囲にわたっていることから、就労・社会保障の問題など町独自では解決できないものが多く見られます。そのため、必要な事項については、関係各課と協議の上、国・県等への働きかけを行っていく必要があります。

1 男女共同参画を推進するための体制の整備・充実

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が連携を図り、総合的かつ計画的に施策を推進できるよう、職員の研修等を行い、男女共同参画の意識改革に努めます。

2 町民との協働による計画の推進

男女共同参画社会の実現を目指して、町民と行政の協働による計画の推進が必要です。

計画の推進にあたっては、町民の委員で構成する「男女共生推進会議」を主体として、町民とともに計画を推進していきます。

3 国・県及び関係団体との連携

男女共同参画社会を実現していくうえで課題は幅広く、法制度や財政にかかわる問題もあることから、必要に応じて国・県及び関係団体等に要望していきます。